

湯河原町消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 12月26日

湯河原町長 内藤 喜文

### 湯河原町規則第30号

#### 湯河原町消防法施行細則の一部を改正する規則

湯河原町消防法施行細則（平成7年湯河原町規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「とき」を「とき。」に改め、同条第2項中「同号」を「各号」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（林野火災に関する警報の発令及び解除）

第3条の2 法第22条第3項の規定による火災に関する警報のうち林野火災に関する警報は、気象の状況が次の各号のいずれかに該当する場合に発令する。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況により、警報を発令しないことができる。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であり、かつ、強風注意報が発表されたとき。
  - (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、乾燥注意報が発表され、かつ、強風注意報が発表されたとき。
- 2 前項の規定による発令は、1月から5月までの期間に発令するものとする。
- 3 第1項の規定により発令した警報は、気象の状況が同項各号の規定に該当しなくなったときに解除する。

#### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。